

# 平成30年度 卸売業連合会及び卸公取協主催 独占禁止法研修会

全国8会場で開催された平成30年度独占禁止法研修会の中で、平成30年10月11日に開催された東京会場の研修会の講演を掲載する。

講演

## 不当な取引制限(カルテルと入札談合) の未然防止



公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部取引企画課 相談指導室 室長補佐

### 口ノ町達朗

独占禁止法研修会では、公正取引委員会事務総局相談指導室の口ノ町室長補佐に、「不当な取引制限(カルテルと入札談合)の未然防止」と題して講演いただいた。

口ノ町氏は、独占禁止法の目的や禁止行為、違反した場合の厳正な対処、違反を未然に防ぐための相談対応について、具体例を挙げながら丁寧に説明された。特に、独占禁止法に違反すると、公正取引委員会から排除措置命令や課徴金納付命令を受けるだけでなく、刑事罰が違反行為者や違反行為者が属する法人や団体、さらには当該法人の代表者に対しても科されたりすることにも触れ、違反行為の未然防止のために公正取引委員会のホームページに掲載されている事例の確認や公正取引委員会への事前の相談を強く呼びかけた。

■講演の内容は、当日の講演からテープを原稿に起こし、講師の校閲をいただいたものです。

平成30年10月11日(木)14:16~15:20 東京会場:野村コンファレンスプラザ日本橋

## 独禁法の禁止行為

### ●独禁法の目的

本日は、ご依頼を踏まえて、独占禁止法(以後、独禁法)の違反行為のうち、特にカルテルや入札談合に焦点を当ててご説明します。

まず、独禁法の目的についてです。独禁法は「公正で自由な競争が確保されるために事業者が守るべき基本ルール」を定めたもので、「経済憲法」とも言われております。独禁法の目的は、競争の促進や競争の保護であり、事業者の保護ではありません。

競争を促進することで、どのような影響があるのかというと、事業者間の競争が活発に行われることで、消費者のニーズに沿った商品、あるいは高品質・高機能な商品が生産・販売されるようになります。また、事業者自体の生産、流通プロセスの効率化や研究開発の促進が図られます。そして、経済全体として、資源の効率的な配分が行われることとなります。つまり、競争によって事業が活性化し、消費者利益の確保が図られ、経済発展が促されることとなります。このような市場メカニズムを阻害する行為を独禁法は禁止しているのです。

### ●禁止行為の4類型

具体的に、独禁法に基づき禁止されている行為は、主として4つの類型に分けて考えることができます。4つの類型とは、①不当な取引制限の禁止、②私的独占の禁止、③不公正な取引方法の禁止、④競争制限的な企業結合の禁止です。

#### ①不当な取引制限の禁止

不当な取引制限に該当する行為としては、カルテル、入札談合・受注調整が挙げられます。カルテルとは、価格や供給量について、事業者間で協定を結んで、競争を回避することです。例えば、A社、B社、C社がある商品の値上げを決めた上で3社そろって当該商品の価格を引き上げることが典型的なカルテルに該当します。入札談合とは、例えば、国や地方公共団体の発注工事や物品の公共調達に関して、入札に参加する事業者間で事前

に相談して、受注予定者や受注金額を決めることです。このような行為は、国・地方公共団体が発注者となる場合だけでなく、民間事業者が発注者となる場合でも受注調整として独禁法上問題となることに注意が必要です。

不当な取引制限に関しては、独禁法第2条第6項に定義規定があり、「事業者が、契約、協定・・・かを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」とされています。

また独禁法第3条において「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない」とされており、不当な取引制限が禁止されています。関連して、事業者団体については第8条で、競争の実質的制限をしてはならないと定められています。第2条第6項にあるように、価格を決めることだけでなく維持することも制限行為に当たります。数量についても同じです。これら以外の技術や設備等に関しても同様で、価格決定だけを注意すれば違反しないということには必ずしもなりません。

具体的には、各事業者が自主的に本来決めるべきもの、例えば、販売価格や生産数量などについて共同で取り決めて、競争を制限する行為はカルテルに当たります。取決めといっても、協定書がなければ違反とならないということはなく、紳士協定、口頭の約束なども取決めに含まれます。

カルテルについては、商品の価格を不当につり上げ、購入者や事業者に不利益を与えるだけでなく、非効率な事業者を温存することにもなるので、経済を停滞させるという意味においても、世界各国で厳しく規制されています。米国などは、特に厳しいので気をつけてください。

入札談合・受注調整は、官公需でも民需でも、入札や見積り合わせの参加事業者同士が互いに相談したりして、受注予定者、受注の順番、受注金額などを決める行為は不当な取引制限として禁止されています。

なぜ入札談合が禁止されるかというと、国や地

方公共団体の発注であれば、競争が正しく行われていれば、落札額が下がる可能性があり、本来であれば安く発注できたという意味では、結果的に、入札談合が税金の無駄遣いにつながるからです。

同じことが受注調整にもいえます。発注者が民間の事業者であっても、効率的な調達や事業活動が妨げられてしまうことで、発注者のコストが上昇し、サービスを提供している消費者や事業者に値上げという形で不利益が転嫁されてしまい、結局、国民経済全体にとって悪影響となるからです。特に価格カルテル、供給制限カルテル、入札談合については、公正取引委員会は行政処分するだけでなく、積極的に刑事告発をするという方針を平成17年10月に公表しています。

## ②私的独占の禁止

私的独占とは、有力な企業が取引先へ圧力などをかけて、ライバル企業を市場から追い出したり、新規参入者を妨害して市場を独占しようとする行為です。排除型私的独占と支配型私的独占の2種類に分けられます。

排除型私的独占は、単独、あるいは共謀して、不当な低価格販売などの手段を用いて競争相手を市場から排除したり、新規参入者を妨害して市場を独占する行為です。少し古いですが、代表的な排除型私的独占の事例としては、インテルがリベートを国内のパソコンメーカーに提供することによって、競争者のCPUを国内のパソコンメーカーが採用しないようにさせ、国内パソコン向けのCPUの販売市場から競争者を排除したことが挙げられます。

支配型私的独占とは、事業者が単独、あるいは他事業者と共謀して、他の事業者の事業活動を支配することです。ただし、独禁法では独占そのものを禁止しているわけではありません。公正な競争の結果、効率的な企業が市場を独占することは認めています。

## ③不公正な取引方法の禁止

不公正な取引方法の禁止は、独禁法第19条に規定されています。不公正な取引方法とは市場における公正で自由な競争を阻害するおそれがある行為のことで、独禁法のほか、公正取引委員会の告



本部代表挨拶を行う卸公取協の高橋会長

示によって具体的な行為が指定されています。

いくつか紹介しますと、まず、正当な理由がないのに取引先事業者に転売する価格を指示し遵守させる「再販売価格の拘束」が挙げられます。

また、取引上の地位が優越していることを利用し、取引の相手方に対して正常な商慣習に照らし不当に不利益を与える「優越的地位の濫用」があります。典型例としては、大手スーパーが取引先の従業員の派遣を要求したり、協賛金を要求したりするなどといった行為が該当します。

相手方に対し、不当に、商品の供給に併せて他の商品を自己又は自己の指定する事業者から購入させる「抱き合わせ販売」もあります。例えば、ある商品市場で有力な事業者が、別の商品の販売を促進するために2つの商品を抱き合わせで販売することが該当します。このような抱き合わせ販売は、別の商品市場における競争者の排除につながるため、独禁法上禁止されています。

代表的な抱き合わせ販売の事例としては、いまはもう圧倒的なシェアになってしまいましたが、かつてワープロソフトでマイクロソフト社のワードとジャストシステム社の一太郎が拮抗していたとき、マイクロソフト社がワードのシェアを伸ばすために、当時すでに市場支配的な地位を得ていた表計算ソフトであるエクセルと抱き合わせでしか販売しないという方法でワードのシェアを伸ばしたことが挙げられます。

そのほか、競争事業者と取引しないことを条件に取引をする「排他条件付取引」、販売形態・販売

地域などを不当に拘束する条件を付けて取引する「拘束条件付取引」などがあります。

#### ④競争制限的な企業結合の禁止

企業結合とは、会社が他の会社の株式を保有したり、役員を兼任したり、又は他の会社と合併、共同新設分割、共同株式移転、事業譲受けなどを行うことを通じて、他の会社との結びつきを強くすることです。基本的に、企業結合を実施する会社に一定規模以上の国内売上高がある場合は、事前に公正取引委員会に届け出る必要があります。届出してから30日間は原則企業結合を実施することは禁止されています。

では、届出しなければ審査が行われないのかといえばそうではなく、問題があれば審査対象になります。もっとも独禁法で禁止しているのは、あくまで市場における競争を実質的に制限することとなるケースだけであり、実際に届出される案件のほとんどは、独禁法上問題なしと判断されています。

#### ●事業者団体の禁止行為

次に、事業者団体の禁止行為について説明します。事業者団体とは、「事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする2以上の事業者の結合体又はその連合体」と定義されています。企業体だけでなく、社団法人、財団法人、組合、契約による事業者の結合体も含まれます。ただし、学術団体、社会事業団体、福祉団体、宗教団体などは例外として含まれません。また、各会社の役

員や部課長をメンバーとする継続的な集まりについても、事業者団体に該当し得ます。

事業者団体の禁止行為は独禁法第8条の第1号から第5号に規定されています。まず、一番強調したいのは第1号で事業者団体は「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」が禁止されていることであり、これは事業者団体がカルテル・談合を行った場合も独禁法に抵触するということです。

事業者団体に特徴的な禁止行為は、第3号の「一定の事業分野における事業者の数を制限すること」が禁止されていることが挙げられます。例えば、団体に入らないとその事業ができないとか、組合に参加しないと事業が難しいという場合、会員資格を厳しくして新規事業者が入れないようにすることなどによって、事業者の数を制限すれば問題になります。これは、既存事業者の退会を目的として会員資格を厳しくするなどの場合も同様です。

また、第4号では、「構成事業者の機能又は活動を不当に制限すること」が禁止されています。典型例は、事業者団体が会員に対して、特定の取引先には売らないように取り決めをすることです。

さらに、第5号では、傘下の会員事業者に不公正な取引方法をさせることが禁止されています。第4号と重複しますが、例えば、特定の会員に対して、特定の取引相手とは取引しないようにするとか、不公正な取引方法を行うように強制するなどの働きかけをすると、実施した事業者だけでなく事業者団体も問題になります。

事業者団体による不当な取引制限では、カルテルや入札談合・受注調整は、事業者間の協定や申合せに限らず、事業者団体の活動として行われる場合が少なくありません。団体の意思決定によって構成事業者が供給する、あるいは供給を受ける商品・役務の価格、数量などを制限したりすることについては、一定の取引分野(市場)における競争を実質的に制限する行為となり、独禁法で禁止されています。

事業者団体の活動については、公正取引委員会の「事業者団体ガイドライン」が平成7年に策定されており、その後改訂されていますが、参考にな



カルテルと入札談合の未然防止について話す口ノ町氏

ります。事業者団体ガイドラインには、独禁法の考え方だけでなく、事業者団体による具体的な事例が載っており、独禁法上問題となり得るかどうかについて記載されているので、非常に参考になると思います。最新のガイドラインは公正取引委員会のホームページに掲載されています。12種類の行為類型に対応した形で事例が掲載されており、価格制限行為、数量制限行為、参入制限行為、種類・品質・規格等に関する行為、営業の種類・内容・方法等に関する行為、情報活動、共同事業、公的規制・行政等に関連する行為などがあります。

さらにガイドラインでは事業者団体の行為は、「原則的に違反にならないもの」「違反のおそれがあるもの」「原則として違反になるもの」の3つのパターンに分けられています。具体的には、価格・数量・顧客・販路・参入等の制限行為等は、原則として独禁法違反になります。価格制限の例としては、最低販売価格の決定、値上げ率・値上げ幅の決定、共通の価格算定方式の決定、団体価格交渉等の決定などがあります。繰り返しになりますが、値上げだけでなく、価格の維持や値引き率の決定なども原則として違反になります。

数量制限行為も同じで、商品の販売数量の制限や原材料を購入する場合の数量の制限などが該当します。生産や販売するときの数量の限度を決めるとか、目標を設定することによって数量を調整することも、同様に数量限定行為に該当します。顧客・販路の制限行為とは、取引先の制限や市場分割などです。

例えば、他業者とは取引しないとか、互いに住み分けを決める、地域ベースで割り当てる、あるいは販売する商品の種類を分けることなどです。参入制限行為とは、特定の事業者に対して、商品や役務の供給を制限するとか、特定の業者からは仕入れないといったことです。

こういった行為は、市場メカニズムに直接的な悪影響を及ぼすものとして、原則として独禁法違



会場をぎっしり埋めた聴講者

反になります。これは、行為形態や手段・方法、理由を問わず問題になる可能性が高く、さらに実施した事業者だけでなく事業者団体の違反行為にも該当するおそれがあります。

自主規制等は、活動の内容・態様等によっては違反になりますが、原則として違反にならない活動も多いです。自主規制とは、社会公共的な目的等に基づいて構成事業者の事業活動について自主的な基準などを設定することであり、大きく分けると、商品の種類・品質・規格等の制限などの遵守に関する行為と、営業の種類・内容・方法等の制限行為の2つがあります。自主規制等が多様な商品・役務の供給等に係る競争を阻害することによって独禁法違反になるかどうかの判断は、次の基準に基づいて評価しています。①需要者の利益を不当に害しないか、②不当に差別的でないか、③正当な目的に基づき合理的に必要とされる範囲内か、④自主規制等を傘下の事業者に強制しないか、です。③については、目的自体は正しいが、手段として他にもっと競争制限的ではない手段がないかという点を検討します。

共同事業は、活動の内容・態様によっては違反となるおそれがあるものの、原則として違反にならない活動もあり、ケースバイケースです。ちなみに、福利厚生活動や社会文化活動は競争への影響が乏しい共同事業なので問題になりません。

共同事業の内容・態様は、共同販売、共同購買、共同生産のように商品の品質、価格、数量、取引先等の重要な競争手段に係るものと、共同輸送、

共同保管などの事業に付随するものの2種類に大別できます。前者は、重要な競争手段を制限することになるので、問題となる可能性が高くなります。ただし、共同販売であれば必ず独禁法上問題となり、共同輸送であれば必ず問題とならないというわけではないので、ケースバイケースの判断です。事業者団体ガイドラインに基づく評価基準としては、①共同事業の内容、②共同事業の参加事業者の市場シェアの合計、③共同事業の態様などが挙げられ、これらを総合的に勘案します。なお、業務提携も共同事業に含まれますが、資本関係を伴う業務提携の場合には企業結合に該当し得るので、この場合は企業結合ガイドラインに基づき評価します。

## 厳正な対処

### ●措置の種類

独禁法違反行為者への対処では、公正取引委員会による措置、刑事罰、民事訴訟があります。

公正取引委員会の措置としては、行政処分である「排除措置命令」「課徴金納付命令」が中心ですが、行政指導として公表される警告、非公表の注意もあります。警告とは、排除措置命令といった法的措置を採る証拠は得られなかったものの、違反するおそれがあるという行為に対して、当該行為をやめるように指導するものです。注意は、警告の一步前のものであり、違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られないものの、違反につながるおそ



資料や事例を交えて分かりやすく解説

れのある行為が見られるとき、未然防止の意味合いから公正取引委員会の考え方を伝えるものです。

刑事罰は、「不当な取引制限」「私的独占」等の行為に対して科されることがあります。行為者に対しては、罰金、懲役、あるいはこの両方が科されることがあります。独禁法には両罰規定があるので、行為者だけでなく会社や団体に対しても罰金刑が科されることがあります。また三罰規定により、違反者が所属している法人や団体の代表者に対し、未然防止や是正措置を講じなかったとして罰金刑が科されることもあります。

### ●排除措置命令と課徴金納付命令

排除措置命令とは、違反行為をした事業者に対して、速やかにその行為をやめ、市場における競争を回復させるのに必要な措置を命じるものです。例えば、カルテルによる価格引き上げの場合、価格引き上げ合意の破棄、そのことの周知、再発防止のための対策を命じます。再発防止対策には、例えば、独禁法遵守のための行動指針の策定や営業担当者に対する研修の実施などがあります。

課徴金納付命令は、カルテル・入札談合・私的独占、一定の不公正な取引方法を行った事業者に課徴金を国庫に納めるように命じることです。

直近の平成29年度では、13件の排除措置命令を、延べ41名の事業者等に対して行っております。課徴金納付命令は、総額18億9210万円の課徴金納付命令を、延べ32名の事業者等に対して行っています。

課徴金の算定率については、不当な取引制限、私的独占、一部の不公正取引（法定の不当廉売・差別対価、再販売価格維持行為、優越的地位の濫用等）などの違反の類型や製造業、小売業、卸売業などの業態でも変わってきます。また、大企業と中小企業という企業規模でも変わります。

例えば、卸売業で談合やカルテルを行うと、中小企業なら売上金額の1%、中小企業以外では2%が課徴金の算定率になります。支配型私的独占行為なら企業規模に関わらず2%、不公正な取引方法なら企業規模に関わらず1%になります。

ここで強調しておきたいのは、これは基準とな

る算定率で、例えば、違反行為を繰り返した事業者に対しては5割増しになることです。また、主導的な役割を果たした事業者に対しても同じく5割増しです。両方に当てはまる場合は10割増しです。つまり、より悪質な違反行為者に対しては、課徴金額も高くなるということです。特にカルテル、談合といった不当な取引制限は、もともとの基準算定率も高いので、課徴金はより高くなります。今、課徴金の算定の在り方を含めて独禁法改正を検討中ですが、基本的な考え方は変わらないと思います。

### ●課徴金減免制度

公正取引委員会には、課徴金減免制度があります。カルテルや談合は密室で行われることから発見や解明が難しいという実情があったため、事業者が自分自身の関与したカルテルや談合について自発的に公正取引委員会に報告した場合、その事業者に限って該当するカルテルや談合の課徴金を減額、あるいは免除する制度を平成18年1月に導入しました。

公正取引委員会が立入検査をする前など、早く報告すればするほど課徴金減免の割合が大きくなります。例えば、立入検査前に、最初に申請した事業者であれば課徴金は免除されます。2番目だと半額です。3番目以降は、立入検査前であっても30%の減額となります。また、課徴金額が減免されるのは合計で5社までです。

平成29年度の課徴金減免申請件数は103件、導入時からの累計では1165件です。平成28年6月1日以降の申請については、減免制度の適用を受けた事業者の名称は、減免率とともにホームページで公開されています。課徴金減免制度の申請件数は、諸外国に比べても、かなり多いのではないかと思います。

### ●刑事罰等

私的独占・不当な取引制限は犯罪として刑事罰が科せられる場合があります。違反行為者に対しては、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金、又はその両方が科されます。また、両罰規定がある

ため、違反行為者のみならず、違反行為者が属する法人等に対しても5億円以下の罰金が科されます。さらに、三罰規定により、未然防止等の処置を取らなかった法人等の代表者に対しても、500万円以下の罰金が科されます。

公正取引委員会としては、国民生活に影響を及ぼすような悪質・重大な事案、あるいは行政処分では目的が達成できない事案については、「犯則調査権限(直接強制の方法による臨検・搜索・差押え)」を用いた調査を実施した上で、積極的に刑事処分を求めて検事総長に告発していく方針を平成17年に公表しています。平成30年3月31日までに計23件の刑事告発を実施しています。犯罪の告発自体は、誰でもできることになっていますが、独禁法違反の罪を起訴するには公正取引委員会の告発が必要だと独禁法に定められているため、このことを踏まえて公正取引委員会に「専属告発権」があると言われています。

また独禁法の違反行為が確定している場合は、民事損害賠償請求時に故意又は過失の立証をする必要がなくなります。

さらに、官製談合の防止を目的とした「入札談合等関与行為防止法」があり、これにより、発注者でも、関与があれば罪に問われます。

### ●最近の告発事例

最近の告発事例は3つあります。

1つ目は、JR東海が発注した中央新幹線に係る建設工事の競争見積参加業者の件で、平成30年3月23日に公正取引委員会が競争見積の参加業者4社及び従業者2名を刑事告発したところですが、現在、東京地裁で公判中です(講演当時)。

2つ目は、NEXCO東日本の東北支社が発注する東日本大震災に係る災害復旧工事の入札参加者の件です。違反内容は受注予定者の決定、受注すべき価格の決定等の合意及び調整役による受注予定者の指定等です。平成28年2月29日に公正取引委員会が入札参加業者10社及び従業者11名を刑事告発したところ、全員に有罪判決が出ており、入札参加業者には罰金が1億2000万円～1億8000万円、従業者には懲役1年2か月～1年6か月(執行猶予

3年)が科されました。この案件では、刑事告発だけでなく排除措置命令を20社、課徴金納付命令を11社に対して行っており、課徴金額の総額は14億951万円でした。このうち3社は違反行為において主導的役割を果たしていたとして課徴金額について5割加算の算定率が適用されました。

3つ目は、鉄道建設支援機構が発注する北陸新幹線の融雪・消雪基地機械設備工事の入札参加事業者の件です。違反内容は、受注予定者の順番等の合意です。平成26年3月4日に公正取引委員会が入札参加事業者8社及び従業者8名を刑事告発したところ、全員に有罪判決が出ており、入札参加事業者には罰金が1億2000万円～1億6000万円、従業者には懲役1年2か月～1年6か月(執行猶予3年)が科されました。この案件では、刑事告発以外に、排除措置命令を11社、課徴金納付命令を7社に対して行っており、課徴金額は総額で10億3499万円でした。このうち3社は違反行為において主導的役割を果たしていたとして課徴金額について5割加算の算定率が適用されました。

## ●医薬品業界の違反事例

医薬品業界での主な独禁法違反事例を紹介します。

まず、医薬品卸売業者による拘束条件付取引の事例があります。本件の行為者は、高知県に所在する医療用医薬品の卸売業者1社で、取引の相手方は高知県内の保険薬局になります。本件の行為内容は、高知県に所在する医療用医薬品卸売業者1社が、①保険医療機関の近隣の建物を保険薬局用の店舗として賃貸するに当たって、②建物賃貸借契約の特約等により、③当該保険薬局で販売する医療用医薬品の全量を自社から購入すること等を義務付けることにより、当該保険薬局と医療用医薬品を販売する自社の競争者との取引を不当に拘束する条件を付けて取引していた疑いがあったものです。公正取引委員会は、本件の行為者に対して、本件の行為内容は拘束条件付取引に該当し、独禁法第19条の規定に違反するおそれがあるものとして、警告を行っています。

次に、少し古い事例ですが、医薬品卸売業者に

よる取引先制限、値引き率の制限に係る違反事例があります。違反行為者は宮城県の医療用医薬品卸売業者9社で、取引の相手方は宮城県に所在する医療機関等になります。本件の違反内容は、平成12年4月1日以降に納入する医療用医薬品について①他社が医療機関等に既に納入している個々の医療用医薬品の取引を相互に奪わないこと、及び②医療機関等に提示する薬価からの値引き率(納入価格)を取り決めたというものです。公正取引委員会は排除措置を内容とする勧告を9社、課徴金納付命令を10社に対して行い、課徴金額は総額で5億3679万円でした。

また、医薬品製造業者の団体による薬価引き下げに対応した会員の事業活動の制限について、昭和58年6月30日に審決が行われた例があります。この違反事例では、医薬品製造業者の団体が、①薬価基準の改定に伴う対応策を取りまとめ(現行納入価格の維持等)、②卸売業者の団体との合同会議を開催し、価格決定に係る会員の事業活動を抑制することにより、事業者団体がその構成事業者の機能・活動を制限したということで、医薬品製造業者の団体である日本製薬工業協会には排除措置を内容とする勧告、卸売業者の団体である日本医薬品卸業連合会には注意が行われました。

## 相談対応

### ●正式相談と一般相談

相談指導室では、事業者や事業者団体から、今



質問に答える口ノ町氏

後、自ら行おうする行為が独禁法で問題になるかどうかについての相談を受け付けています。

その際、気を付けていただきたいのは、できる限り具体的な行為を示してもらいたいということです。つまり、何をするのか、いつからするのか、誰がするのか、そういうことが具体的に分からないと、結局、一般論として回答するしかなくなってしまいますからです。

相談対応の種類としては、正式相談と一般相談の2つがあります。正式相談は相談者、相談内容、公正取引委員会からの回答などすべてが公表されますが、一般相談は、すべて非公表です。最近寄せられている相談はすべて一般相談になっています。

相談プロセスとしては、基本的に相談内容に関する資料を提出してもらい、必要なら面談等を行った上で検討を行い、回答します。相談件数は平成29年度で事業者から年間1341件、事業者団体から213件ありました。相談に回答したものについては、相談者の秘密保持に配慮しながら匿名化した上で、重要なものを相談事例集として取りまとめて公表しているので、公正取引委員会のホームページを見てもらえれば、具体的にどのような行為が「問題あり」とされ、どのような行為が「問題なし」とされたのかが分かります。

また、ホームページに掲載している相談事例集は、年度別だけでなく行為の類型別でも検索できるので、ピンポイントで相談事例を調べるときにも使いやすいと思います。

もちろん直接窓口で相談していただくこともできます。本局だけでなく、地方事務所にも窓口があるので、適宜ご相談いただければと思います。

## 質疑応答

**質問** 業界誌の記事に、平成26年4月以降の価格交渉で、ある医療法人が税込みでの価格交渉を要求したということで、平成29年度に公正取引委員会から指導を受けたとありました。実際にはよくあるケースだと思いますが、どういう経緯での指導だったのですか。先ほどお話のあった事前相談



口ノ町氏に質問する聴講者

制度などでの指導だったのでしょうか。

**口ノ町** 具体的な案件がよく分かりませんが、個別の事例に関して当委員会が公表している以上の内容を申し上げるのは適当ではないと考えています。ただ、ご質問の事例は、医療法人が消費税の転嫁を拒否したということであれば、消費税転嫁対策特別措置法に関するものとなり、そうであれば消費税転嫁対策室という専門の部署において相談対応を行っています。

**質問** いま、働き方改革の対応をテーマとした県単位、あるいは県内のブロック単位での事業者団体の会合があります。その中で、例えば、退社時間や土曜日の電話受注の締切時間、平日の注文締切時間などについて情報交換するのはいいと思うのですが、そうしたことを会合で決めて会員に遵守するように指導した場合、不当な取引制限に抵触するのではないかと思うのですが、いかがですか。

**口ノ町** ご指摘のとおり、営業時間の自主規制は、重要な競争手段を制限することにつながり、独禁法違反となるおそれがあります。

関連する相談事例として、営業時間ではないのですが、建設業者の団体が特定の曜日を工事の休業日とする運動を行うことについて、平成29年度の相談事例集に掲載されています。この事例では結論として、独禁法上問題ないとされたのですが、この事例も含めて相談事例集を見ていただければ、独禁法に照らした営業日や営業時間に関する制限の考え方がよりご理解いただけると思います。